

## 南さつま市ホームページ広告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、南さつま市有料広告掲載要綱（平成19年南さつま市告示第85号。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、南さつま市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 要綱に定めるもののほか、この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の掲載位置及び掲載順序)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページ内に掲載し、掲載順序は、市が指定した順序とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、要綱第3条及び南さつま市有料広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定によるものとする。

### (広告掲載の規格)

第5条 掲載する広告はバナー広告とし、規格は原則として次のとおりとする。

- (1) サイズは、1枠につき縦60ピクセル×横180ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、GIF、JPEGとする。
- (3) データ容量は、20KB以内とする。
- (4) 文字やイラスト等の解像度は適切な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。
- (5) 画像のALT属性テキストは、次に掲げるとおりとする。
  - ア 「広告：」で始めること。
  - イ 「広告：」を除き、全半角問わず30文字以内とする。
  - ウ 機種依存文字、半角カタカナ等一部の文字は使用できない。

### (広告の禁止表現)

第6条 広告の禁止表現は、掲載基準に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのある

る表示（「閉じる」、「キャンセル」、「×」等の表現、「警告」、「注意」等のアラートマーク等の表現、ラジオボタン等選択が可能であるような誤解を与えるものなど）

- (2) 実際には機能しないものの表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）
- (3) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれのあるもの（「職員採用情報」等市ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現）
- (4) その他広告の表現として適当でないと市が認めるもの  
（掲載募集枠）

第7条 広告の募集枠は8枠以内とする。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、1枠につき月額8,000円（消費税を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる期間（次項の規定により一括前納する場合の期間に限る。）連続して広告を掲載する場合の広告掲載料は、次の各号の期間の区分に応じ、当該広告掲載料にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を当該広告掲載料から差し引いて得た額とする。

- (1) 6月以上（次号の場合を除く。） 5パーセント
- (2) 12月 10パーセント

2 広告主は前項の掲載料を、市長の指定する期日までに、市が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

（広告の掲載期間）

第9条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、広告主の希望するいずれかの月に掲載するものとし、連続する掲載期間は、各年度最大12月とする。ただし、広告主が複数月の掲載を希望するときは、これを認めることができる。

2 広告掲載期間内に市の都合で市ホームページを閉鎖した場合又は広告主の責めに帰さない理由により、市が広告を掲載できなかった場合は、要綱第16条の規定のほか、広告主との協議により閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長することができる。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告内容等の変更）

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、南さつま市ホームページ広告取下げ・変更申請書（別記様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。

(3) 広告のリンク先のホームページのアドレスを変更するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、南さつま市有料広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月22日から施行する。